

第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針の概要

1 目的及び背景

本県ではツキノワグマは保護対象として、保護管理対策を行ってきた。しかし、人間の暮らす地域とツキノワグマの生息域が近く、人身被害や農林業被害の増加が懸念される。

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（以下「クマ」と言う。）

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 保護管理の目標

(1) 現状

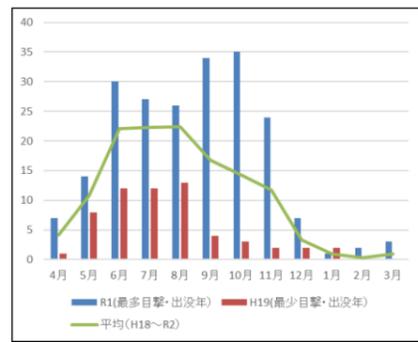
ア 生息環境

県内では富士・丹沢、南アルプス、関東山地の3地域個体群が生息している。

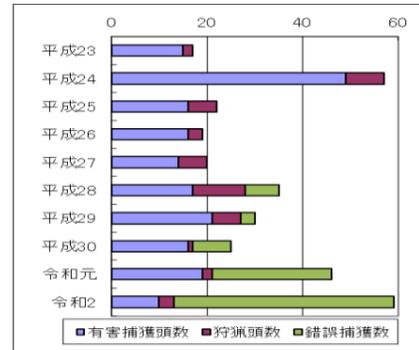
イ 生息動向及び捕獲等の状況

- ・推定生息数（R2 モニタリング調査）：527頭
 - 富士・丹沢保護管理ユニット：158頭
 - 関東山地保護管理ユニット：189頭
 - 南アルプス保護管理ユニット：180頭

- ・直近10年間の狩猟捕獲は平均4.6頭で、有害鳥獣捕獲による捕獲数は大量出没年であった平成24年度以降は約20頭以下で推移している。
- ・近年、錯誤捕獲が増加している。



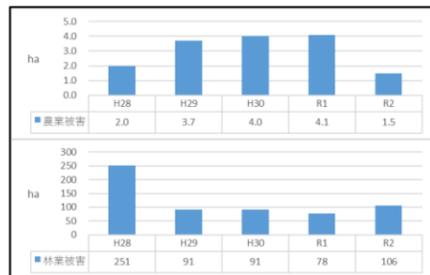
月別の目撃・出沒状況



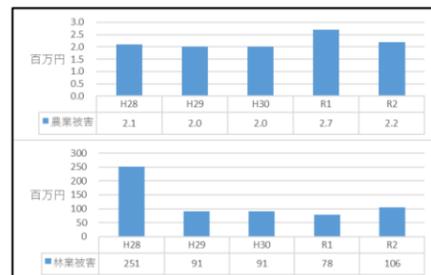
捕獲数の推移

ウ 被害等及び被害防除状況

- ・農林業被害額は、H29以降横ばい傾向にあり、人身被害は断続的に発生している。



農林業被害の状況（被害面積）



農林業被害の状況（被害金額）

(2) 保護管理の目標

ア 捕獲数

全県での年間捕獲頭数は原則40頭とする。ただし、上限まで捕獲を奨励するものではない。

全県合計	：40頭
富士・丹沢保護管理ユニット	：4頭（158頭の3%）
関東山地保護管理ユニット	：15頭（189頭の8%）
南アルプス保護管理ユニット	：21頭（180頭の12%）

イ 錯誤捕獲の抑制と放獣

- ・ニホンジカ等の捕獲強化により、わなへのクマの錯誤捕獲の増加が懸念されるため、捕獲目的の動物にあったわなの設置等を徹底する。
- ・錯誤捕獲されたクマの放獣は危険を伴うため、取扱いや麻酔薬等に関する専門性の高い技術・知識をもった者に依頼し（放獣事業などを活用）、作業の安全性を確保して放獣を行う。
- ・ニホンジカ等の管理捕獲事業については、クマの錯誤捕獲が複数回発生した際は周辺でのわなの設置等を中止するなどの指導を行う。

ウ 被害防除対策

(ア) 農林業被害対策

- ・クマを誘引する放置果樹や家庭ゴミの処理
- ・被害多発地域には電気柵などを設置し、クマの出没常習化の抑制
- ・出沒ルートとなりえる場所の刈り払い活動など

(イ) 人身被害対策

- ・広報活動や情報提供による人間への危機管理意識の啓発
- ・クマを誘引しないため、鳥獣捕獲時の適切な残渣処理を行う
- ・出沒ルートとなりえる場所の刈り払い活動など

エ 生息環境の整備

(ア) 移動経路の確保

地域個体群の存続への影響が懸念される生息域の分断による孤立化を防ぐため、国有林に設置した緑の回廊（秩父山地、富士山、丹沢）周辺の県有林においても、保護樹帯を設定し、移動経路の確保に努める。

(イ) 生息地の環境整備

針葉樹一斉林を、クマの餌となる堅果類を生産する広葉樹との混交林など多様な森林に誘導する。

(ウ) 有害鳥獣捕獲に関する市町村への指導

6 その他指針の推進のために必要な事項

- ・毎年度の捕獲数決定にあたっては、継続的な生息動向を把握が重要となるため、県民、猟友会、市町村等の理解と協力を得ながら目撃・出沒情報、捕獲情報、被害情報等を収集する。
- ・山梨県ツキノワグマ保護管理会議を設置し、目撃・捕獲情報、防除対策の実施状況等を分析し、指針等の見直しを行う。